

2008年10月 5日改正。

労働者供給事業運営規定

第1章 総 則

- 第1条 1. この規定は、Km労働組合規約第6条に基づき制定する。
2. Km労働組合の規約・規定及びKm労働組合と国際自動車株式会社・同関連会社との間で締結している労働協約は適用しない。

(目的)

- 第2条 労働組合が主体的かつ民主的に行うこの事業を通じて、急速に進展する高齢化社会の中で、定年後における乗務員の雇用の場を確保すると共に、併せて、所得の安定を確保し、労働条件の向上を図ると共にハイタク事業における雇用秩序の確立、労働の民主化と、これら産業の発展に寄与することを目的とする。

第2章 労供事業部と構成

- 第3条 労働者供給事業を行うにあたって、計画的かつ秩序をもつて行い、あくまでも民主的かつ円滑に事業を運営するために執行委員会の下に労供事業部を設置し、業務の執行に当たる。

- 第4条 労供事業部の構成は責任者1名・部長・委員若干名を置く。責任者・部長・委員は執行委員会に於いて選出する。

(事務機構)

- 第5条 労供事業部には次の帳簿書類を備えなければならない。